

## 負担限度額認定証申請の手続きについて(解説)

### 1. 「負担限度額認定証」について

介護保険施設を利用したときの食費及び居住費(滞在費)は、介護保険給付の対象外で、自己負担となっています。しかし、市民税非課税世帯の方などは、施設に水色の「負担限度額認定証」を提示すれば、支払う金額が減額されます。詳しい要件等については項目3・4に記載していますのでご参照ください。

**注意:** 次の介護サービス利用時の食費及び居住費(滞在費)は減額になりません。

- ① デイサービス    ② デイケア    ③ グループホーム  
④ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームやケアハウスなど)    ⑤ 小規模多機能型居宅介護

### 2. 申請方法

減額要件に当てはまる人は、別添の記入例を参考に申請書に記入し、必要書類を添付の上、介護認定給付課に提出してください(郵送可)。

<必要書類>

- ① 申請書、同意書(申請書の裏面、配偶者が有の場合は配偶者の同意も必要)  
② 通帳等のコピー  
(内容は3を参照。配偶者が有の場合は、配偶者の通帳等のコピーも必要です。)  
③ 委任状(申請者が本人以外の場合。なお本人と同一住所の方は不要です。)

※生活保護受給者については、通帳等のコピーおよび同意書は不要です。

### 3. 減額の要件及び補足

減額認定の要件(下記の段階のいずれかに該当する方)

利用者 負担段階	対象者	預貯金額が下記以下【※2】	
		単身	配偶者あり (夫婦合計)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員【※1】が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	1,000万円	2,000万円
第2段階	本人及び世帯全員 【※1】が住民税非課税	年金収入額+合計所得金額が 80万円以下	650万円
第3段階(1)		年金収入額+合計所得金額が 80万円超~120万円以下	550万円
第3段階(2)		年金収入額+合計所得金額が 120万円超	500万円

【※1】世帯全員には、別居の配偶者や世帯分離の配偶者を含みます。

【※2】第2号被保険者(64歳以下)の方は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であれば、認定の対象となります。

## 預貯金等の勘案

本人・および配偶者の預貯金等の金額が、基準額を超えている場合、負担限度額認定証の交付対象にはなりません。なお、施設に入所した時点で預貯金等が基準額を超えており、対象とならなかった場合でも、後に預貯金等が基準額を下回った時点で申請をすることで負担限度額認定証の交付を受けることが可能です。

### ※預貯金等の範囲

資産性が高く、換金性の高いもので価格評価が容易なものが対象となります。価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては、申請時に添付を求めます。

種類	添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (銀行・支店名・口座名義人等がわかるページと、申請日の直近から2ヶ月までの口座残高がわかるページ) (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など (あれば預貯金額から差し引いた額で算定します)

※生命保険/自動車/貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)/その他高価な価値があるもの(絵画・骨董品・家財など)については対象外です。なお、預貯金額等の申請を不正に行い、負担限度額認定証の交付を受けて、食費・居住費(滞在費)の減額を受けた場合、給付を受けた額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金が課せられることとなります。

## 4. 課税層に対する特例減額措置

現在、市民税課税世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、特例的に食費及び居住費(滞在費)の負担軽減を受けられる制度があります。

以下の①から⑥を全て満たしていることが必要です。

### ① 属する世帯の構成員の数が2人以上

＊ 配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。

＊ 施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。

### ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担している

### ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年(その日の属する月が1月から7月までの場合は前々年)の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費、居住費)の年間見込み額を除いた額が80万円以下

- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用する資産を有していない
- ⑥ すべての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

※配偶者が課税されている場合には世帯分離、あるいは別居して単身の非課税世帯となっている入所者も課税世帯と同様に扱います。このため、入所者本人が単身の非課税世帯であり、世帯外の配偶者が課税されている方についても、特例減額措置の申請ができます。

課税層に対する特例減額措置の要件に該当する方は、申請書のほかに・別途申告書(施設入所の契約書、世帯員全員の確定申告書の写し、源泉徴収票、年金額通知書、預貯金通帳、資産保有状況を確認できる書類等)を持って市役所別館2階介護認定給付課へお越しください。

なお、本人以外(家族・施設職員等)であっても申請の代行はできます。

## 5. 決定通知書の送付

審査の結果、対象となる方には、A4サイズの決定通知と水色の新しい認定証を、また対象とならない方には、A4サイズの不承認の決定通知をお送りします。

なお、決定通知(不承認も含みます)と新認定証は、本人の介護保険被保険者証に記載されている住所にお送りします。また、「介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書」を提出されている方は、変更された送付先住所へお送りします。

介護保険に係る郵送物の送付先住所変更を希望される方は、保険年金課へお問い合わせの上、「介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書」を提出してください。なお、「介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書」を提出された後は、介護保険に係る全ての郵送物の送付先住所が変更されます。介護保険に関するもの以外の郵送物の送付先は、変更されませんのでご注意ください。

**お問い合わせ**

**枚方市 介護認定給付課 給付係**

**〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号**

**電話 :072-841-1460**

**FAX:072-844-0315**

**(送付先の変更に関すること) 保険年金課 介護保険資格担当**

**電話 :072-841-1403**

**FAX:072-841-3716**